

◆第6回協議会（H26.6.27）論点の整理

●第14条 まちづくりと地域コミュニティ

市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとしします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとしします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章は「市民自治の仕組み」となっているが、ポイントとなるのは、「地域コミュニティ」や「地域活動」をどうとらえていくかである。 ・第4章を「地域への参加」とし、第3章を「行政、議会への参加」と思い切って括ってしまうのも一案。

●第15条 地域コミュニティの育成・支援

市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとしします。

2 市は、市民や地域コミュニティに対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとしします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な主体」をどうとらえるか。 ・市は自治会と金銭的など一定の関わりがあるが、今後、行政と地域の関係をどのようにとらえていけばいいのか。

●第16条 地域におけるまちづくり

地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体としします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担

し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の縦割りだけでなく、地域コミュニティも縦割り化している。 ・地域のいろいろな担い手の横のつながりがどれくらいあるか。横のつながりがないことが、まちづくりを枯渇させている ・いろいろな団体が参加する協議会をつくり、そこでいろいろな連携をつくり出すことができるか。 ・全国的にも、現在の縦割りの中での各団体とのつながりはあるが、横のつながりをつくる場との連携をつくり出していきたいと考える自治体が増えている。(特に西日本) ・地域の横のつながりをつくるというのは、相当いろいろな手順を踏んで進めていかないと、「現在も既に大きな負担を負っているのに、新たな負担を強いるのか」という反発が必ず出てくる。縦と横をどうつなぐのかという議論を丁寧にやっていかないと、なかなか受け入れられない。

●第17条 住民投票

市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。

2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票は「市政」に関することである。第4章に位置付けてよいか、それとも別のところに入れるべきか。 ・第3章「市民参加のまちづくり」に位置付けるべきという意見もある。